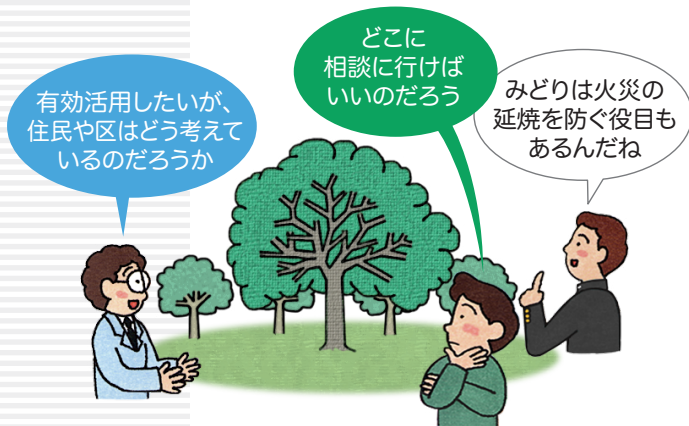


# 終章 区民主体の身近な街づくりを進めるために

区民主体の街づくりを実現するため、区民と事業者と区の責務を明確化するとともに、区民・事業者・区の協働の街づくりを進めます。

また、子ども・若者を含むすべての区民が街づくりに関心を持ち、一人ひとりが街づくりの担い手となる区民主体の街づくりを実現します。

## まちについての様々な思い



## 街づくり活動の準備

同じ思いを持つ仲間をつくります

様々な世代への呼びかけ

- 町会・自治会
- 商店街・事業者
- 学校・大学 など

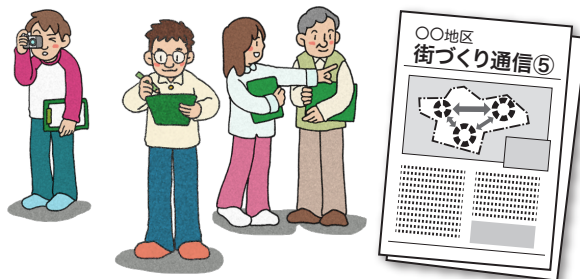
目標や計画をつくる  
ときの活動

### ステップ1: まちを知る活動

- 勉強会の開催(専門家に聞く)
- 街歩き(検討中の範囲を歩く)
- 話し合い(勉強会や街歩きの結果をまとめる)

### ステップ2: 地域への周知活動

- 通信の発行(話し合った内容について)



区の窓口で相談

区の支援

- 情報提供 (街づくり条例※など)
- 専門家派遣 ほか

- 地区の個性を活かしつつ、より住みやすいまちにしていけるためには、地区の住民などが中心となる区民主体の街づくりを進めることが大切です。
- 区民主体の街づくりは、本地域整備方針におけるテーマ別方針を重ねあわせて示したように、様々な主体が連携して総合的に進めていくことが必要です。
- 区民一人ひとりが担い手となり、区民主体の街づくりを進めることが必要です。
- 街づくりを実現していくため、法令に基づく地区計画<sup>※</sup>や地区街づくり計画<sup>※</sup>などを活用します。
- 区は、区民主体の街づくりを進めるため、街づくり条例<sup>※</sup>に基づき、様々な支援を行うとともに、必要に応じて、隣り合う地区や隣接する他区市、東京都など関係機関との調整等に努めます。

## 街づくりの目標を決める

### 街づくりの目標

#### 【例1】

樹木や生垣を大切に、  
みどりで潤う住宅街にしたい

#### 【例2】

地震や火災に備えて  
防災上安全なまちにしたい



## 街づくりのルールをつくる

### 街づくりのルール

#### 区民街づくり協定<sup>※</sup>

- 住民同士で自主的に守り合うルールをつくります。

#### 建築協定<sup>※</sup>

- 住民全員の合意で、建築基準法の規定より厳しい基準を定めることができます。

#### 緑地協定<sup>※</sup>

- 住民全員の合意で、緑地の保全や緑化を推進することができます。

など

### 「地区計画<sup>※</sup>(素案)」 および 「地区街づくり計画<sup>※</sup>(原案)」

- 魅力ある安全・安心なまちをつくるため、地区街づくり計画の原案などを提出します。

素案・原案の提出

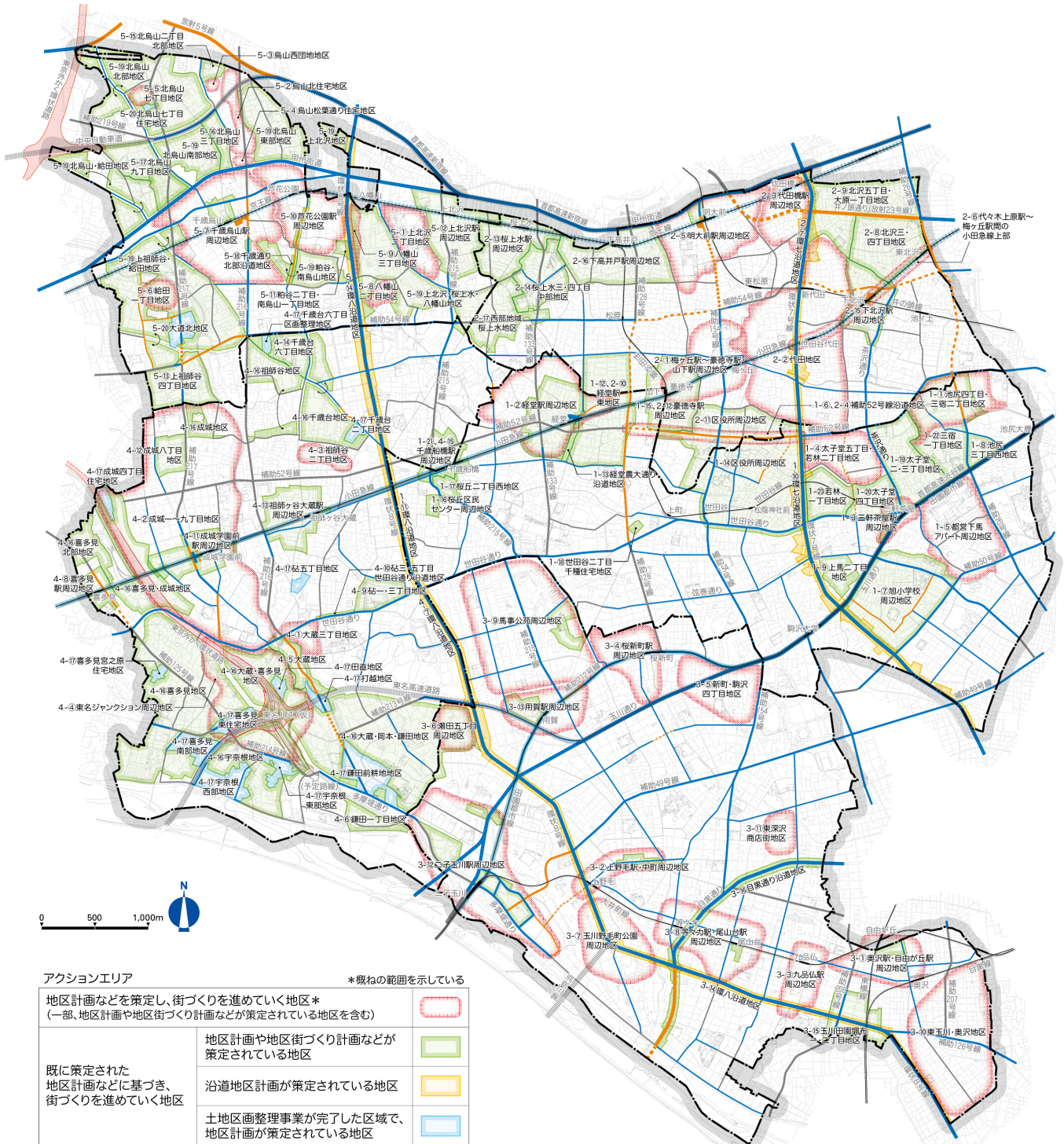
- 情報提供 (都市整備方針など)
- 専門家派遣 ほか

- 情報提供
- 専門家派遣
- 一部費用の助成 ほか

地区計画および  
地区街づくり計画  
の策定

新たな街づくりの推進

# アクションエリアの総括図



## アクションエリア \*概ねの範囲を示している

地区計画などを策定し、街づくりを進めていく地区* (一部、地区計画や地区街づくり計画などが策定されている地区を含む)	
既に策定された地区計画などにに基づき、街づくりを進めていく地区	
沿道地区計画が策定されている地区	
土地区画整理事業が完了した区域で、地区計画が策定されている地区	

アクションエリア以外の地区についても、街づくりの気運の高まりなどに応じて、新たに街づくりの検討を行う。

### 都市高速鉄道の整備状況

- 整備済
- 事業中
- 未整備

### 高速道路の整備状況

- 整備済
- 事業中
- 事業中(大深度地下\*となる概ねの区間)

### 都市計画道路・主要生活道路の整備状況

- |      |        |        |                    |
|------|--------|--------|--------------------|
| 幹線道路 | 地区幹線道路 | 主要生活道路 | 整備済・概成             |
|      |        |        | 事業中(個別対応事業適用路線を含む) |
|      |        |        | 優先整備路線*            |
|      |        |        | 優先整備路線             |
|      |        |        | 未整備                |

\*特に早期整備が望ましい路線

— 鉄道・駅

### アクションエリアの記載について

アクションエリアの番号	地域整備方針の記載ページ
世田谷地域 1-①～1-⑬	P23～26
北沢地域 2-①～2-⑭	P41～44
玉川地域 3-①～3-⑩	P60～62
砧地域 4-①～4-⑯	P79～81
鳥山地域 5-①～5-⑳	P96～98

この地図は、「世田谷区白地図データベース」を使用して作成したものです。世田谷区白地図データベースの著作権は、国研(株)に帰属します。